

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成28年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
271	32	15	318

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第2章 総論

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 指摘 出資割合について、早急に正しい解釈に統一すべきである。全ての所管課は、法解釈に照らし、出資割合を正しく把握しているかを確認すべきである。	出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県へ文書にて確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	福祉部	福祉政策課	2425	43
	出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県へ文書にて確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	監査委員事務局	監査課	6473	
13 意見 免除条例第2条第3号の「任命権者が定める場合」を具体化すべく、施行規則を設けることが望ましい。	中核市調査の結果、大部分が規則等を設けておらず、本市においても必要性はないと考える。ただし、今後も引き続き他市の動向を注視していく。	×	行政部	人事課	2432	55
15 意見 派遣の手続きを規定した規則や要綱などを定め、適正な手続きを履践したことを記した資料を作成することが望ましい。	派遣手続きは適正に行っており、昨年度実施した中核市調査においても、大部分が規則等を設けておらず、本市においても必要性はないと考える。ただし、今後も引き続き他市の動向を注視していく。	×	行政部	人事課	2432	56
17 指摘 次期指定の際には、あくまで、公募で指定管理者を選定する方向で検討し、非公募にするのであれば、その要件の充足性を厳格に解釈すべきである。	平成29年度からの指定管理者の選定に際し、3施設(2児童センターとドリームシアター岐阜)を非公募とした。2児童センターについては、併設する障害者センターと一体管理する必要性を再検討し、ドリームシアター岐阜については、人材育成などの役割と実績を再検討し、非公募とする要件を満たす団体を指定した。	○	子ども未来部	子ども支援課	2201	71
	岐阜市柳津地区学習等供用施設条例第5条第2項第4号に「当該施設の存する地域の住民で構成された団体であること。」とあり、該当する構成団体が、現在指定管理を行っている団体しかないこと、設置目的に合う団体であることから、非公募として指定管理者の更新をした。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	
	一体的に管理をしない場合の弊害など、業務の洗い出しや施設上の問題点などの洗い出しを行い、慎重に検討した結果、2施設について非公募とした。	○	教育委員会	市民体育課	6395	
19 指摘 一施設一指定管理者を原則であることを明確に意識し、一括募集をする際には、「かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合」といえるかどうかを厳格に解釈すべきである。	一括募集の可否・範囲について慎重に比較検討した結果、長良川以北及び以南の2分割とした。	○	教育委員会	市民体育課	6395	72
20 意見 一括募集することを決定した場合については、その理由の詳細について、ホームページ上に公開することを検討することが望ましい。	募集時に、一括募集の理由を、ホームページで公開した。	○	子ども未来部	子ども支援課	2201	72
	一括公募とする理由をホームページに公開した。	○	教育委員会	市民体育課	6395	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
22 指摘 次期指定管理者募集の際には、適切な算定となるような算定手順を作成し、それに従って算定し、その過程を記録し、明示しておくべきである。	公募とすることになった場合は、県と連携し行うよう協議する。(岐阜産業会館)	△	商工観光部	産業雇用課	6252	73
	平成29年度からの指定管理者の選定に際し、指定管理料の上限額を、全庁的な方針に従い算定し、その算出根拠を明確に記録した。	○	子ども未来部	子ども支援課	2201	
	選定に係る算定基準等、部内で検討し記録、明示し選定をした。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	
	【自然の家】過去の実績や業務の増減などを考慮した積算根拠を残し、委託料上限額を算定した。 【青少年会館】財政課と協議の上、過去の実績や業務の増減等を考慮した積算根拠を作成し、それに基づいて次期指定管理期間における委託料上限額を設定し、岐阜市のHP上に掲載した。 【市民体育課】過去の実績や業務の増減などを考慮した積算根拠を残し、委託料上限額の算定をした。	○	教育委員会	青少年教育課、中央青少年会館、市民体育課	6344 266-5134 6395	
30 指摘 再委託中の契約において、市による書面承諾を得ていないものについては、書面による再委託の承認を得るべきである。	平成28年4月から再委託について、書面承認を行った。	○		みどりのまち推進財団	2833	78
31 指摘 今後、再委託契約を締結する場合については、市による予めの書面承諾を徹底すべきである。	平成28年4月から予めの書面承諾を行った。	○	都市建設部	公園整備課	2833	78
	指定管理者の更新に際し、再委託契約の締結には、あらかじめ市の書面承諾を必要とすることとした。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	
37 指摘 所管課は、定期的に施設の現地調査に行くべきである。現場を訪問した際には、モニタリング指針の様式にある指定管理業務実地調査票などを利用して、モニタリングをした内容を確実に記録すべきである。	各施設、モニタリングを年2回行っており、その実地調査として、定期的に訪問し、記録をしている。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	81
	指定管理業務実地調査票に基づき、定期的に現地調査を行っている。	○	教育委員会	市民体育課	6395	
43 指摘 補助金交付を継続的あるいは一般的に行う必要のない場合を除き、早急に補助金交付要綱を策定すべきである。	補助金を廃止し、平成29年度からは、財団が運用・管理する「緑化基金」の運用益で実施することに変更したため、要綱を策定する必要がなくなった。	×	都市建設部	公園整備課	2837	85
44 意見 要綱を定める必要がないと判断する場合には、行財政改革課に対し、その合理的な理由を、客観的資料をもって示すことが望ましい。	補助金を廃止し、平成29年度からは、財団が運用・管理する「緑化基金」の運用益で実施することに変更したため、要綱を策定する必要がなくなった。	×	都市建設部	公園整備課	2837	85
52 指摘 見積書には、内訳明細を付記させるべきである。	見積書への内訳明細の付記にあたっては、他都市の状況など、引き続き調査研究を進める。	△	行政部	契約課	2758	90

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
62 指摘 使用許可の条件として、暴力団関係者ではないことを示す誓約書を提出させるべきである。	新年度使用許可より、誓約書の提出求め、対応済みである。	○	行政部	管財課	3168	100
	平成29年度許可から許可条件に暴力団排除条項を追記する(岐阜産業会館)	○	商工観光部	産業雇用課	6252	
	誓約書を提出させた。	○	都市建設部	公園整備課	2833	
63 指摘 使用貸借契約の相手方に対して(外郭団体を含む)、暴力団排除条項を明記すべきである。	契約書の書式において追加条項を整備済みであり、契約締結の必要性が生じれば追加条項の記載がある契約を締結する。	○	行政部	管財課	3168	100
	複数年に契約がまたがるものについても平成29年度更新時に導入する予定である	○	福祉部	福祉政策課	2425	100
64 指摘 暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。	他都市の対応状況について調査をしているが、具体的にどのように対応するかを検討中である。	△	財政部	補助金交付所管課 (行財政改革課)	2485	101
65 指摘 外郭団体との委託契約を含めて、委託契約全般に、暴力団排除条項を導入するよう徹底すべきである。	複数年に契約がまたがるものについても平成29年度更新時に導入する予定である	○	福祉部	福祉政策課	2425	102
	外郭団体との指定管理者の契約を含めて、暴力団排除条項を導入。(男女共生・生きがい推進課)	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	
66 指摘 再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。	再委託契約書に、暴力団排除条項を追加している(岐阜産業会館)	○		産業会館	6252	103
	再委託契約における委託契約に暴力団排除条項を導入した。	○		みどりのまち推進財団	2833	
67 指摘 再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。	次期指定管理期間(平成30年度～)から再委託の申請書の添付書類として再委託契約書案を添付させることで対応する(岐阜産業会館)	○	商工観光部	産業雇用課	6252	103
	再委託契約における委託契約に暴力団排除条項を導入した。	○	都市建設部	公園整備課	2833	
	再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とした。(男女共生・生きがい推進課)	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁	
68 指摘 指定管理施設所管課と外郭団体は、暴力団排除条項を明記した利用申請書を作成し、利用すべきである。	次回条例規則改正の際に、申請書に暴力団排除条項を追加予定である。(岐阜産業会館)	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館、公共ホール管理財団	6252 6231	104	
	文化センター、市民会館の利用申請書は規則で定められた様式であり、外郭団体(指定管理者)では変更できないため、所管部局に働きかける。また、国際会議場の利用申請書は指定管理者が定めることとなっているが、市の文化会館規則に準じて作成したものである。従って、市の規則が改正されたタイミングで実施する予定である。(公共ホール管理財団)						
	財団が所有する施設の利用について、テニスコートや野球場など公共施設予約システムによるものや、ファミリーパークの遊戯施設のようなチケットを購入するもので、利用申請書を記入してもらうものではない。また、平成29年度から、財団は指定管理者でなくなる。	×			みどりのまち推進財団		2833
	施設利用の注意書きに暴力団排除条項を明記し、利用申請時に配布することとした。(男女共生・生きがい推進課)(文化芸術課)	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課	2791 2788		
69 意見 暴力団等の反社会的勢力との関係遮断をホームページに明記することが望ましい。	【青少年教育課】各施設を所管する関係課及び指定管理者と検討し、下記表記をホームページの利用申し込みページに記載するとともに電話受付時における確認で対応する。 「岐阜市暴力団排除条例(平成24年3月29日岐阜市条例第13号)に基づき、暴力団、暴力団員等の当施設の使用を禁止し、使用承認後、暴力団、暴力団員等と判明した場合、即時使用承認を取り消します。」 【青少年会館】青少年会館の利用を希望される団体に提出を依頼している報告用紙に暴力団排除条項を追加し、あらかじめ確認いただいた上で利用申込書を記入する手続きに改める。 【市民体育課】施設窓口で暴力団排除条項を掲示する。さらに予約システム上に明記する。 【教育文化振興事業団】施設窓口で暴力団排除条項を掲示し、理解の上で申込みいただくようにする。	○	教育委員会	青少年教育課、青少年会館、市民体育課、教育文化振興事業団	6344 266-5134 6395 259-4646	105	
	岐阜産業会館のホームページに「岐阜県及び岐阜市暴力団排除条例の規定に該当する団体及び個人に対しての貸し出しは行っておりません。」と明記した。(岐阜産業会館)	○			産業会館		6252
70 指摘 補助事業のために契約する契約書等には、暴力団排除条項を導入することを徹底すべきである。	暴力団及びその関係者との関係遮断を明記。	○		にぎわいまち公社	6111	105	
	ホームページに明記した。	○		みどりのまち推進財団	2833		
	平成28年度の契約において、導入済みである。	○		みどりのまち推進財団	2833	105	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
71 指摘 外郭団体が交付している補助金の申請については、補助金交付申請書に、暴力団排除条項を明記すべきである。	平成29年度からの補助金交付申請書に明記した。	○		みどりのまち推進財団	2837	105
	助成金交付申請書に暴力団でないことを条件とすることを表記するため、平成29年5月の理事会において、助成金交付規程を変更する。	○		国際交流協会	263-1741	
74 指摘 賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入するなど徹底すべきである。	賛助会員規程及び加入申請書に暴力団でないことを条件とすることを表記するため、平成29年5月の理事会において、規程を変更する。	○		国際交流協会	263-1741	106
75 指摘 外郭団体に対し、賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入することを指導すべきである。	賛助会員規程の一部改正により条項を設けた。加入案内時に条項について説明するとともに、加入申し込み時に確認を行っており、加入申込書の様式変更は行っていない。	○	商工観光部	観光コンベンション課	6231	107
80 指摘 外郭団体は、経営改善指針に従って経営すべきである。経営改善指針を遵守すべきであるのに遵守されていない事項があった該当外郭団体については、その原因を分析し、改善を図るべきである。	(一財)産業会館の職員の昇給、昇格等については独自に決定しているが、今後の在り方を検討していく中で、平成32年度以降も存続の方向が確定した場合は、独自の給与体系を構築するため、県及び(一財)産業会館と研究していく。(岐阜産業会館)  (1)人事給与制度 市職員に準拠するが、継続的に給与制度を見直している。また、財団独自の研修制度で人材育成している。 (2)業務執行体制 法人制度改革に応じて、責任体制を明確化し、効率的な執行体制としている。 (3)自主的・自律的な運営 有識者などで構成される評議員会・自主事業運営委員会による評価及び利用者アンケートなどによる点検を実施している。 (4)情報公開の推進 インターネットなどを通じて経営状況等の公開に努めている。(公共ホール管理財団)  継続して、平成25年度の経営改善指針に基づき行動している。今後も、自主的、自立的な経営基盤の確立のため事業を精査し実施していく。(観光コンベンション協会)	△		産業会館、公共ホール管理財団、シルバー人材センター、観光コンベンション協会	6252 6231	110
81 意見 会計基準の変更があったとしても、できる限り遡及して修正し、最低でも過去3年分の事業報告や決算書を掲載することが望ましい。	決算書及び事業報告書を過去3年間分掲載済みである。	○		みどりのまち推進財団	2833	111
83 指摘 措置状況については、指摘・意見との対応において記載が適切か、記載のとおり措置を講じているかを、措置実施所管課だけではなく、行政課において、必ず検証すべきである。	新たに措置済みとするものについて、記載が適切か、記載のとおり措置を講じているかを措置状況所管課と行政課の間でヒアリングを実施し検証していく。	○	行政部	行政課	2401	112
84 指摘 外部監査人からの指摘・意見を最大限に活かす体制を構築すべきである。	行政課から措置状況所管課への定期的な指摘事項等の周知により、早期かつ適切な対応を促し、指摘・意見を最大限に活かしていく。	○	行政部	行政課	2401	113